

奈良県警留置場変死事件裁判
傍聴した医師からの裁判報告

柳原様

腎臓・透析分野を担当している内科医です。

原告側より依頼され、今年になってから大阪高裁に提出する意見書を書かせていただいているものです。

奈良地裁での裁判資料をみると、腎臓・透析医療に関しては、被告（奈良県）側で意見書を書かれた解剖医のもので討議がされていることが分かりました。

しかしその内容は、急性腎不全の診断、横紋筋融解症の概念、急性腎不全症例での病理所見、透析の判断などについて、医学的にありえないものばかりでした。奈良地裁では裁判長が、医学的にありえない情報をもとに判断されたことがわかり、意見書を提出しました。

さて、1回目から第3回裁判までの情報を届けます。

●第1回（4月26日）

裁判長が奈良地裁で採用されなかった、原告側の立場で意見書をかかれた法医学の先生の意見書も採用することを告げられました。解剖医の心筋の病理所見からは、心筋梗塞と診断することはできないこと、同一写真の明るさをかえて別所見を掲載していることなどを明確にされていました。原告側から要望にあった留置管理記録の請求の件は、裁判長は保留とされました。

●第2回目（5月31日）

第2回目までに、原告側弁護士の控訴理由書の中で、本事例はKDIGOの急性腎障害ステージ3の確定例であること、急性腎障害について過少評価していること、短時間で大量の輸液・注液があり、剖検所見での明らかになっている肺水腫をおこした可能性があること、急性腎障害は脱水と横紋筋融解症が関与して発生したと考えられること等が記載されていました。

奈良県側の弁護士の第1準備書面では、奈良地裁の判決で本例は急性腎不全でないことは確定しているから、原告側の主張はすべて根拠がない、KDIGOの“急性腎不全”ではないなど、原告側の主張は医学的に間違っているとの内容でした。

それに対し、原告側弁護士の第3準備書面では、奈良県側弁護士は、KDIGOの急性腎障害ステージ3の確定例であるのは日本語の世界的公式文献で明らかであること、原告側は急性腎障害という医学用語を理解していないこと、原告側は奈良地裁の時に出した急性腎不全の文献で、都合の悪い部分を意図的に削除していること（BUN70mg/dl以上では症状に関わらず透析と行う、嘔吐等の症状があれば透析行うなど）を示していました。第2回裁判までに、奈良県側弁護士は、原告側第3準備書面に対する反論はだされませんでした。

その中で、第2回裁判が行われ、裁判長が奈良県側弁護士に意見を求められた際に、弁護士は「私どもはこれ以上主張する予定はない」と発言されました。

奈良県側弁護士の発言を聞いて、すぐに裁判長は、

「原告側は、胸部外科医は24日以前に腎不全(急性腎障害)に陥っていたっている。そのことをどう思うのか。奈良県側の意思表示が必要と思う」

というと明らかに慌てていました。

そして、「はい、意見をだします」と発言されました。

裁判長 「どれくらい時間がいりましか」と質問。

奈良県側弁護士 「1ヶ月と1週間下さい」。

裁判長 「7月10日には提出できますね。」

奈良県側弁護士 「はい」

裁判長 「次の裁判日程決めましょう。7月16日でいかがですか。」

奈良県側弁護士は手帳を見ながら「その日は無理です」「その次の提案日も予定が入っています」と引き伸ばしされましたが、

結局、裁判長は7月16日午後4時からすることを決定されました。

●第3回裁判（7月19日）

以上のような経過の中で、第3回裁判が行われました。

奈良県側弁護士は、前回と裁判長とやり取りのあった下記事項に一切答えず、「急性腎不全でない」「横紋筋融解症による腎障害はない」と、従来と同じ内容の準備書面を提出されました。また、急性腎不全で文献の一部を提出しなかったのは、(ケアレスミスではなく)必要ないから提出しなかっただけ、同一写真でも明るさを変えるほうが分かりやすいので、問題ないとの意見でした(原告側は捏造にあたりと指摘しております)。

奈良県側弁護士に協力する新たな医師は現れず、また、解剖医も、これ以上意見書を出す事は叩かれるだけと考え出しているようで、協力されないようになって来られています。なお、奈良県側弁護士の準備書面に対し、原告側は裁判前日に弁護人第4書面と医師意見書を提出しています。

奈良県側は、第3回裁判で水掛論を出してきて、高裁判を早く終わらせようとしているみたいです。奈良県側は、敗訴は覚悟しても、外傷（暴行の可能性否定できない）の論議に進まないように、持ち込もうとしているようです。

今回は9月13日で、留置管理記録の開示命令の判断をどうするか、裁判長は決定すると言われましたが、開示命令がでなければ、結審すると思われます。

全身の打撲傷がなぜできたのか・・・。

ご遺族が一番知りたい疑問について、まだ検討されていません。打撲傷発生状況の検討は、死因ともかかわりますので検討が必要と考えております。